

	助成事業	内容	問い合わせ先
企業連携 支援	横浜における創造的活動助成 [企業・団体による 創造的活動部門]	法人または団体が、アートやデザイン、コンテンツビジネス などの創造産業分野と連携し、新産業の創出、都市の課題 解決などの取り組みに対する助成 募集期間 平成23年3月1日(火)～平成23年4月30日(土) 応募資格 法人またはこれに準ずる団体(任意団体を含む)	アーツコミッション・ヨコハマ 〒231-8315 横浜市中区本町6-50-1 ヨコハマ創造都市センター TEL:045-227-7322 FAX:045-221-0215 E-mail: acy@yaf.or.jp
立地 促進	クリエイター・アーティストの ための事務所等開設支援助成	都心部の活性化及び創造産業の振興を図るため、関内・関 外地区の既存の民間建築物に、新規もしくは増床伴う移転 で、事務所・スタジオ・ギャラリー・などを設置するクリエ イター・アーティスト等を助成 応募締切 平成24年1月13日(金) 応募資格 クリエイター、アーティスト等(個人・法人)	
立地 促進	芸術不動産 リノベーション助成	都心部の活性化及び創造産業の振興を図るため、既存の 民間建築物で、新たにアーティスト、クリエイター等の活動 拠点に整備・転用することにより、その活動を支援するビ ル改修に対する助成 応募資格 建物のオーナー、建物の運営者	
コミュニティ 活性化	文化芸術による 地域づくり事業 「横浜アートサイト2011」	横浜市内各地において、その地域独自の歴史や自然・国際 性など豊かな資源の魅力を活かし、地域に密着したコミュ ニティの活性化を目指す団体をサポートするアート活動支 援事業 応募締切 平成23年3月4日(金) 応募資格 横浜市民、NPO等を中心に組織した 実行委員会または団体	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 協働推進グループ「横浜アートサイト2011」担当 〒231-8315 横浜市中区本町6-50-1 ヨコハマ創造都市センター TEL:045-221-0325 FAX:045-221-0215 E-mail: artsite@yaf.or.jp
にぎわい 創出	マザーポートエリア活性化 推進事業	「横浜の顔」として魅力ある地域資源を持つマザーポートエ リアの魅力向上と活性化を図ることを目的として、同エリア で実施される事業を支援 募集期間 第1期 平成23年2月10日(木)～平成23年3月10日(木) 第2期 平成23年6月14日(火)～平成23年7月11日(月) 応募資格 団体(法人格の有無は不問)	横浜市APEC・創造都市事業本部創造都市推進課※ マザーポートエリア活性化推進事業担当 〒231-0017 横浜市中区港町1-1 TEL:045-671-4310 FAX:045-663-1928 E-mail: ts-eizo@city.yokohama.jp
映画祭 支援	横浜市映画祭開催支援事業	多様な映画作品を身近に鑑賞・体験できることを目的とし て、都心臨海部で開催される映画祭を支援 募集期間 平成23年2月3日(木)～平成23年3月3日(木) 応募資格 NPO法人、団体	横浜市APEC・創造都市事業本部創造都市推進課※ 映画祭支援事業担当 〒231-0017 横浜市中区港町1-1 TEL:045-671-4310 FAX:045-663-1928 E-mail: ts-eizo@city.yokohama.jp
観光 プロモ ーション	横浜観光プロモーション 認定事業	横浜の集客力を高める事業や、来訪者の満足度を高める事 業、およびヨコハマの観光・コンベンション都市としてのブ ランドを向上させる様々な事業を支援 募集期間 第1期 募集は終了しました 第2期 平成23年4月1日(金)～平成23年4月28日(木) 第3期 平成23年7月1日(金)～平成23年7月29日(金) 応募資格 設立後3年以上を経過している企業・団体など	財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー 事業部 〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センター 1階 TEL:045-221-2111 FAX:045-221-2100 E-mail: ypf@www.welcome.city.yokohama.jp

助成事業の詳細につきましては、各窓口にお問合せください

※4月1日以降、文化観光局に名称変更する予定です。



横浜における 創造的活動助成

[先駆的芸術文化活動部門]

FOUNDATION
FOR
CREATIVE
ACTIVITY
IN YOKOHAMA

[SECTION FOR PIONEERING ART AND CULTURE ACTIVITIES]

2011

CREATIVE



平成23年度 横浜における創造的活動助成 募集要項 [先駆的芸術文化活動部門]

アーツコミッション・ヨコハマ (ACY) は、“芸術文化のもつ創造性を活かしたまちづくり”「クリエイティブシティ・ヨコハマ」の推進のために、横浜に集うアーティストやクリエイターなどの様々な“創造の担い手”たちの活動支援を行なっています。「先駆的芸術文化活動部門」は、アートが育ち、溢れる街・横浜の実現を目的に、クリエイティブシティ・ヨコハマにふさわしい先駆的で実験的な芸術文化活動に対して助成金を交付します。また2011年は、横浜トリエンナーレに時期や企画内容を合わせて実施されるアートプロジェクトも支援します。

今年は「横浜トリエンナーレ2011」開催年！

横浜は、現代美術の国際展「横浜トリエンナーレ」や、国内外の舞台芸術作品が集まる「国際舞台芸術ミーティング in 横浜」などが開催される最先端の芸術の街です。本助成は、このような先進的な試みが実践される都市にふさわしい、実験的で、高い同時代性、芸術性をもつ芸術文化活動を積極的に支援します。(平成23年度は交付予算を増額して募集します)

○横浜トリエンナーレ2011

3年に一度開催される現代美術の国際展。2001年にスタートし、これまでに国内外から250名を超える作家が参加している。

会期：2011年8月6日(土)～2011年11月6日(日)
会場：横浜美術館、日本郵船海岸通倉庫(BankART Studio NYK)、その周辺地域

横浜トリエンナーレ2011 <http://www.yokohamatriennale.jp/>

○国際舞台芸術ミーティング in 横浜 2012 (TPAM in Yokohama2012)

2011年、「芸術見本市(TPAM)」が「Market」から「Meeting」に生まれ変わり、「国際舞台芸術ミーティング in 横浜(TPAM in Yokohama)」として再始動。期間中は国内外のアーティスト、プロデューサー、フェスティバル・ディレクターなどの舞台関係者が集う。

日時：2012年2月13日(月)～2012年2月19日(日) ※予定
TPAM in Yokohama <http://www.tpam.or.jp/>

募集期間

第1期募集 ▶ 平成23年3月1日(火) から平成23年3月31日(木) 必着まで。
対象：平成23年6月1日(水) から平成24年3月31日(土) の間に実施される活動

第2期募集 ▶ 平成23年6月1日(水) から平成23年6月30日(木) 必着まで。
対象：平成23年9月1日(木) から平成24年3月31日(土) の間に実施される活動

対象者

個人または団体(法人格の有無は問いません。)

対象となる事業・活動

次の内容に該当する事業・活動が対象となります。

- 1 クリエイティブシティ・ヨコハマの形成につながる先駆的で実験的な芸術文化活動
- 2 新しい表現や手法をとりいれ、今日の芸術や社会に創造的なインパクトをもつと期待される企画
- 3 既存ジャンルや会場などの枠組み(既成概念)にとらわれない、芸術創造の可能性を広げることを目指す企画
- 4 若手アーティスト主体の企画で、新しい才能の発掘や育成につながるもの

- 横浜トリエンナーレ2011やTPAM in Yokohamaに合わせて実施される企画を歓迎します。
- 公演、展示、滞在制作など企画の実施形態は問いません。

応募条件

平成23年6月1日から平成24年3月31日の間に横浜市内で行なわれる活動であること。

- 営利を主たる目的としないものであること
- 政治的または宗教的な宣伝意図等の目的をもたないものであること
- 横浜市および横浜に関連する公的団体の補助金、助成金の交付を受けていないこと

応募方法および提出書類

申請書に必要事項を記入し右記の書類を揃えて、持参・郵送にてご提出ください(Eメール不可)。申請書などの様式はホームページからダウンロードできます。

本申請に要した費用は、申請者の負担とします。
申請書類、資料は返却しません。

様式ダウンロード URL

<http://www.yaf.or.jp/artscommission/grants>

- 各5部提出
・原本1部
・コピー4部
- 1 創造的活動助成交付申請書(第1号様式)
 - 2 事業・活動実施計画書(企画書)(様式自由、A4サイズにて5ページ以内)
 - 3 事業・活動実施予算書(第1号様式別紙)
 - 4 申請当該事業内容を紹介する資料(チラシ等) ※必須ではありません。

助成内容

1事業につき上限200万円とします。同一事業に対する継続交付は3カ年を限度とします。

- 横浜市および横浜に関連する公的団体の補助金、助成金の交付を受けている事業には交付できません。
- 助成金の使途(助成金を充当できる経費)の制限があります。飲食費、交際費、接待費、交流会・打ち上げ経費や事務所備品購入費等への充当はできません。
- 助成金の交付は、事業終了報告書の提出をもって行ないます。実施の内容が申請時と著しく異なる場合は、助成交付を見直す場合があります。
- 事業実施前に交付が必要となる特段の事情がある場合は、事前交付申請書の提出により事前交付が認められることがあります。

選考方法

第1次選考(書類選考)、第2次選考(選考委員会の審査)にて決定します。

※選考結果は、採否に関わらず申請者すべてに書面にて通知します。

評価のポイント

次の5項目を重視します。

- 1 先駆性および芸術性
- 2 社会的、創造的意義を問う視点
- 3 実現性、プロデュース力
- 4 広く一般に開かれていること
- 5 本助成以外の自己資金等の充実を図る姿勢

助成交付に伴う義務等

- 1 事業終了後30日以内に「事業報告書」(第3号様式)を提出し、終了ヒヤリングへご出席ください。提出の際は、直接ACYまで代表者もしくは担当者が持参してください。(要事前予約)
- 2 助成金を受けて実施される事業に関する印刷物、インターネット等の告知については、助成名「ACY横浜における創造的活動助成」の文言、およびACYのロゴマーク、クリエイティブシティ・ヨコハマのロゴマークを記載してください。
- 3 ACYアートデータバンクへの登録
- 4 その他「横浜における創造的活動助成交付要綱」に定める事項

問い合わせ先・送付先

〒231-8315 横浜市中区本町6-50-1 TEL:045-227-7322 受付時間
アーツコミッション・ヨコハマ MAIL:acy@yaf.or.jp 11:00~19:00
先駆的芸術文化活動部門 担当 URL:www.yaf.or.jp/artscommission ※施設点検による休館日(不定)を除く。



助成交付事業として採択された方はACY・アートデータバンクに登録させていただきます。
ACY・アートデータバンクの詳細はホームページにてご確認ください。
<http://www.yaf.or.jp/artscommission/databank.html>

情報公開 個人情報
本助成への申請内容の一部は「公益財団法人横浜市芸術文化振興財団の保有する情報の公開に関する規定」に則り、情報公開の対象となります。
本規程では、個人情報や当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものは開示しないことが認められています。(但し、人の生命、健康、生活又は財産保護のため公にすることが必要であると認められる場合を除きます。)

申請者から取得した個人情報については、適切に管理し、当該申請およびACY・アートデータバンク登録への対応以外に使用することはありません。